

応急手当普及員が実施する普通救命講習会の流れ

●修了証等を交付する講習会

1. **開催場所・会場を確保する(相模原市内の施設に限る)。**
2. 蘇生訓練用人形等の貸出し予約を(公社)相模原市防災協会で行い「普及講習用資器材借用申請書」(第10号様式・第10条関係)を提出する。**※事前に資器材の空き状況確認のため、当協会へ電話・Eメール等々でご連絡をお願いいたします。**
その際「応急手当普及員認定証」(要綱第9号様式・第11条関係)提示(コピー提出)。
3. (公社)相模原市防災協会ですべて事前に教材(テキスト等)を購入する。(消防指令センター1階)
4. 資器材貸出日に(公社)相模原市防災協会又は各本署(相模原消防署・北消防署・南消防署・津久井消防署)へ資器材を取りに行く。
5. **受託事業のため、受託件数を超えた場合には受付が出来ないことがあります。**



注意！

修了証の発行は、要綱第6条第2項に記載しています。

(普通救命講習会が該当)

6. 講習修了後、器材の掃除及び点検を行う。
7. (公社)相模原市防災協会又は各本署(相模原消防署・北消防署・南消防署・津久井消防署)へ蘇生訓練用人形等を返却する。その際、「普及講習報告書」(要綱第11号様式・第10関係)と「応急手当普及員実施普及講習修了証交付申請書」(要綱第3号様式・第2関係)及び「受講者名簿(氏名、住所、生年月日、性別)」を提出する。
8. 防災協会から修了証等の作成連絡があったら、防災協会へ受け取りに行き受講者へ配布する。

●修了証等を交付しない講習会

1. 開催場所・会場を確保する(相模原市内の施設に限る)。
2. 蘇生訓練用人形等の貸出し予約を**事前に各消防署所で行い**、「救急訓練実施申請書」を提出する。その際、「応急手当普及員認定証」(要綱第9号様式・第11条関係)提示(コピー提出)。
3. 資器材貸出日に予約した消防署所へ資器材を取りに行く。
4. 講習修了後、器材の掃除及び点検し消防署所へ返却する。